



## 第2章

# 市民協働による居ごこちのよいまち

## 都市基盤分野

### 市民がくつろげる空間の保全と充実

- 2-1-1 市民の憩いの場となる公園管理
- 2-1-2 土地の有効活用による生活基盤の充実

### 災害に備えた生活基盤の充実

- 2-2-1 地震に強い住宅改修の整備推進
- 2-2-2 安全・安心な道水路網の整備
- 2-2-3 道路施設の耐震化の推進

### 道路施設の長寿命化体制の確立

- 2-3-1 道路施設のメンテナンスサイクルの確立
- 2-3-2 道水路の協働による管理・保全の推進

政策：市民がくつろげる空間の保全と充実

施策 2-1-1

## 市民の憩いの場となる公園管理

### 《 施策の方針 》

市民が憩いの場としてくつろぐことができる公園を維持するため、公園施設の計画的な点検・修繕により、安全・安心な公園の維持管理に取り組みます。また、市民協働を通じて景観の保全と日常管理を促進します。

### 《 現状と課題 》

#### 現状

- ・ 本市では、都市公園や農村公園などの各種公園を管理しています。また、自然が豊かで美しい遠州灘の海岸を中心とした県立自然公園区域の管理も行っています。
- ・ 公園の遊具などの施設は老朽化が進み、維持管理費が増加しています。
- ・ 公園内の器物破損や落書き、ごみの不法投棄など、利用者のモラル、マナーが低下しています。
- ・ 公園内の清掃や草刈りなどの日常管理は、大規模な公園については、地元住民を中心とした管理組合と委託していますが、小規模な公園のなかには、日常管理が十分に行き届いていないところもあります。

#### 課題

- ・ 公園の遊具や設備については、現在策定中の公園施設長寿命化計画に基づき、順次修繕などを実施する予定ですが、老朽化が進むにつれて修繕費も年々割高になっており、現状と課題を調査・分析し、市民の協力を得ながら、ニーズに応じた施設の維持管理をしていく必要があります。
- ・ 公園が市民の憩いの場であり続けるためには、市民の「自分たちの憩いの場は自分たちで守る」という意識の高まりが重要です。そのためには、これまで以上に市民協働による日常管理の推進が必要です。

## 《 施策の柱・目標 》

### 1. 公園施設長寿命化計画に基づく、適正な維持管理

- ・ 遊具などの施設については、長寿命化計画に基づいて修繕などを実施し、安全で安心な公園の維持管理に取り組みます。
- ・ 利用状況と利用者ニーズに配慮した施設の改修に努め、憩いの場を確保します。

### 2. 市民協働による、自然と調和した公園景観の管理

- ・ 市民協働による公園の清掃や草刈りなどの日常管理を積極的に推進し、公園の保全に対する市民一人一人の意識の高揚を図ります。
- ・ 公園の緑化推進のために、グリーンバンク事業や緑の募金事業などを通じて市民へのPRを推進し、自然と調和した公園景観の充実に努めます。
- ・ 利用者のモラル、マナーの向上のために、市民への啓発活動だけでなく、実効性の高い対策に取り組みます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	公園施設長寿命化計画に基づく施設修繕の実施率	—	50 %	100 %
2	公園が憩いの場であると感じる市民の割合	61 %	65 %	70 %

目標1 事業費ベースの値。平成37年度までの実施予定計画事業費に対する実施済み箇所の計画事業費の割合。計画策定完了が平成28年1月末のため、現状値はなく、平成32年度目標値は仮定値。

目標2 市民満足度調査による数値。現在の市民満足度調査は若干ニュアンスが異なるため、今後、公園について説明・例示を行い「あなたは市内の公園が『憩いの場である』と感じていますか」といった設問への変更を想定。

## 《 関連する計画 》

御前崎市公園施設長寿命化計画

御前崎市公共施設等総合管理計画



政策：市民がくつろげる空間の保全と充実

施策 2-1-2

## 土地の有効活用による生活基盤の充実

### 《 施策の方針 》

市内の土地の有効活用を促すことで、市民が快適に過ごせるよう生活基盤の充実を図ることを目的にします。

### 《 現状と課題 》

#### 現 状

- ・ 市街地内の道路整備が進み、利便性が向上している一方で、空き地などが多く存在しています。
- ・ 人口減少と高齢化が進むなか、市街地の拡散などにより居住者の生活を支えるサービスの提供が困難になってきています。

#### 課 題

- ・ 人口減少および高齢化が進み、全体として土地需要が減少しています。
- ・ 市民の意向や社会情勢を踏まえた土地利用の総合調整が必要となっています。

## 《 施策の柱・目標 》

### 1. 御前崎市都市計画マスタープランの改正

- ・ 御前崎市都市計画マスタープラン（20年間）が作成され中間期を迎えるにあたり、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的な配置を見直すことで、施設や住居がまとまって立地し、各サービスが住まいの身近に存在する多極ネットワーク型コンパクトシティを推進します。
- ・ 街路整備について、御前崎市都市計画マスタープランおよび道路整備計画に基づいて道路ネットワークを推進します。

### 2. 土地の有効活用

- ・ 都市計画法、土地利用指導要綱に基づき、開発行為や土地利用事業を適正に審査し、市民が快適に過ごせるよう、良好な環境維持への誘導を図ります。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	御前崎市都市計画マスタープラン改正	0 %	100 %	100 %
2	街路整備率	76.3 %	80.0 %	85.0 %

目標 1 整備率については、現在の御前崎市都市計画マスタープランの見直しをするため（平成 29 年度予定）、目標値は仮定値とする。

目標 2 平成 27 年度末の事業進捗率を記載。（静岡県の都市計画（資料編））

## 《 関連する計画 》

御前崎市公共施設等総合管理計画、御前崎市都市計画マスタープラン、御前崎市道路整備計画

政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-1

## 地震に強い住宅改修の整備推進

### 《 施策の方針 》

昭和56年5月末以前の旧耐震基準で建築された住宅（専用住宅（一般・農家）、農家住宅、木造併用住宅（一般・農家・その他））に対し、無料耐震診断を実施することで、新耐震基準に適合しない住宅の耐震化を推進し安全・安心な住環境を整えます。

### 《 現状と課題 》

#### 現状

- ・ 昭和56年5月末以前の旧耐震基準で建築された住宅が4,831棟存在し、対象者に対し耐震診断や耐震補強を促していますが、高齢化により一人暮らし世帯が増加していくなかで、核家族化が進み事業への関心が薄れており、整備が進んでいない状況です。

#### 課題

- ・ 戸別訪問などの実施によりPR不足の解消を図ることが重要となります。
- ・ 特に、高齢者世帯への周知徹底と事業への理解を深めてもらうことが重要となります。

## 《 施策の柱・目標 》

### 1. わが家の専門家診断の推進

- ・ ダイレクトメールや戸別訪問、広報紙などの活用により事業を周知し、無料耐震診断の受診を推進します。

### 2. 木造住宅の耐震補強の推進

- ・ 木造住宅耐震補強事業費補助金、住宅リフォーム支援事業を併用した住宅補強工事を推進します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	わが家の専門家診断により診断を受けた割合	16 %	30 %	50 %
2	住宅の耐震基準を満たしている割合	65 %	70 %	75 %

目標 1 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準にて建築された住宅棟数(4,831 棟) を分母とし、専門家診断の案内通知により専門家診断を受けた棟数(775 棟) を分子とする。

目標 2 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準にて建築された住宅棟数(4,831 棟) + S56 以後の住宅棟数(8,498 棟) を分母とする。分子については、新耐震基準にて建築された住宅棟数と、耐震基準を満たしている住宅棟数(補強工事含む)(8,498 棟(S56 以後) + 173 棟(H14 年から H26 年までの耐震補強実施住宅棟数) とする。

## 《 関連する計画 》

御前崎市耐震改修促進計画

政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-2

## 安全・安心な道水路網の整備

### 《 施策の方針 》

既存道路を活用し、自然災害などあらゆる災害に備え、全ての道路利用者が安全・安心・快適に道路を利用できるよう整備していきます。また、近年増加している集中豪雨や台風に備えた水路や河川の整備も進め、生活基盤の充実を図ります。

### 《 現状と課題 》

#### 現状

- ・ 地区要望では道路の新設要望は少なく、要望の多くは、既存道路の拡幅や歩道設置となっていますが、必要性の判断、事業採択までの内容精査に時間がかかっています。
- ・ 水路や河川については、市街化が進んだ地域の流域調査や豪雨による氾濫箇所の調査を行い、計画的に改修を行っています。

#### 課題

- ・ 道水路や河川の改良・改修工事には膨大な費用が必要となるため、財源の確保が必要となります。
- ・ 地区要望に対する事業の必要性について、迅速かつ公平な判断が必要です。
- ・ 道水路や河川の改良・改修工事には、町内会や土地所有者などの協力が不可欠ですが、協力を得られないことがあります。これにより、完成までに長期間を要することがあるため、今後は、町内会、地元役員などをつくる、推進員組織を設置していただくなど、市民協働による事業計画を立て、実施していく必要があります。
- ・ 今後の道路整備を計画的に進めるため、御前崎市道路整備計画の策定が必要です。

## 《 施策の柱・目標 》

### 1. 道路利用者（主に市民）の道路整備および維持管理

- 道路利用者の安全・安心を考えた整備および維持管理と地区要望の実現に向け、町内会、地元役員などが主導となった事業の推進や維持管理を行うことで、道路行政に対する満足度の向上を目指します。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	道路整備に対して満足している市民の割合	66 %	70 %	75 %

目標 1 市民満足度調査による数値。

## 《 関連する計画 》

御前崎市道路整備計画、御前崎市都市計画マスタープラン



政策：災害に備えた生活基盤の充実

施策 2-2-3

## 道路施設の耐震化の推進

### 《 施策の方針 》

災害に備え橋長 10m以上の重要橋梁（きょうりょう）について耐震化工事を実施します。これにより生活基盤の利便を図るとともに避難路を確保します。

### 《 現状と課題 》

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内には多くの橋梁があり、生活基盤として日々利用されています。災害時にはこれらの橋梁にも被害が発生することが予想されるため、重要橋梁について順次耐震化工事を実施しています。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の耐震化工事については、重要橋梁から対策をしていますが、災害時の避難路を確保するためには、その他の橋梁についても耐震化の計画を立案する必要があります。</li> </ul>

### 《 施策の柱・目標 》

#### 1. 橋梁耐震化の促進

- 災害に備え重要橋梁について耐震化工事を実施します。これにより生活基盤の利便を図るとともに避難路を確保します。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	橋梁耐震化が完了した割合	23 %	50 %	100 %

目標 1 被災した場合の交通影響や復旧費用を考慮し、分母は橋長 10m以上の橋梁 64 橋、分子は耐震化実施橋梁。

### 《 関連する計画 》

御前崎市橋梁長寿命化修繕計画



政策：道路施設の長寿命化体制の確立

施策 2-3-1

## 道路施設のメンテナンスサイクルの確立

### 《 施策の方針 》

老朽化した道路施設（橋梁・トンネルなど）を点検し、その健全度を把握し、修繕計画を立てて修繕することで、市民生活の安全を確保するとともに、道路施設の長寿命化が図られ、道路施設にかかる費用を抑えます。

### 《 現状と課題 》

#### 現状

- ・ 市内の多くの道路施設で老朽化が進んでいますが、全てを市で把握することが難しいため、道路パトロールや市民からの連絡により部分的な補修を行っています。
- ・ 平成 26 年の道路法の改正により、道路施設について5年に1回の定期点検が義務付けられました。

#### 課題

- ・ 道路施設の維持管理費は、劣化の進行に比例して増加していく傾向にあり、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルを確立し、計画的な対策を行う必要があります。

## 《 施策の柱・目標 》

### 1. 道路施設の点検と計画的な維持管理の推進

- ・ 道路施設を点検し、修繕計画を立てて修繕することで市民生活の安全を確保するとともに、修繕費用の削減につなげます。

目標項目		現状 (H26)	目標 (H32)	目標 (H37)
1	橋梁の修繕が完了した割合	6 %	100 %	100 %

目標 1 分母は定期点検の結果、健全度が目標管理水準を下回り、修繕が必要と判断された橋梁数。定期点検は5年に1回の頻度で実施され、管理水準を下回った場合は次回点検時までに修繕を実施する必要がある。定期点検は、平成 26・27 年度に実施しており、平成 32 年度時には修繕が完了しなくてはならないため。

## 《 関連する計画 》

橋梁長寿命化修繕計画



政策：道路施設の長寿命化体制の確立

施策 2-3-2

## 道水路の協働による管理・保全の推進

### 《 施策の方針 》

市民協働により道路区域や河川区域などの草刈り作業を実施することで、道路・河川の環境美化を図ります。

### 《 現状と課題 》

現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・河川愛護活動について、毎年多くの町内会などが実施しています。</li> </ul>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛護活動への理解が薄れ、現在と同じような愛護活動を維持できるか懸念されます。</li> </ul>

### 《 施策の柱・目標 》

#### 1. 協働による道路・河川愛護活動の推進

- 補助制度の充実と道路・河川愛護活動を周知し、実施団体・路線の増加を図ります。

目 標 項 目		現 状 (H26)	目 標 (H32)	目 標 (H37)
1	道路愛護活動実施路線数	146 路線	311 路線	476 路線

目標 1 町内会などで実施している道路愛護活動路線数（同じ路線を同じ実施団体が年2回実施する場合は1路線とし、同じ路線でも実施団体が異なれば複数路線とする）。市内33町内会で年1路線ずつ増加することを目標とする。

